

# 熊本県公共事業再評価監視委員会要綱

## （趣旨）

第1条 本要綱は、熊本県（以下「県」という。）が設置する熊本県公共事業再評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

## （委員会の事務）

第2条 委員会は、熊本県知事（以下「知事」という。）の依頼に基づき、次に掲げる事務を行う。

- （1）県が作成した再評価資料の提出を受け、熊本県公共事業再評価要綱第4条の再評価の基本的な視点を踏まえ、審議対象事業を抽出すること。
- （2）審議対象事業に関し、県が作成した対応方針について審議を行い、意見がある場合には、知事に対してその報告を行うこと。

## （委員会の委員及び組織）

第3条 委員は、地域の実情を理解し、かつ、公平な立場にある有識者のうちから、知事が依頼する。

- 2 委員会は10名程度で組織する。
- 3 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員の再任は妨げない。
- 5 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 6 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 7 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## （意見の聴取）

第4条 委員会は、審議の必要に応じて、別途公平な立場にある有識者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

## （会議）

第5条 第2条の事務に係る会議は委員長が招集し、主宰する。

- 2 会議は、委員会自らが審議方法を定めた熊本県公共事業再評価監視委員会運営要領に沿って運営する。

(専門部会の設置)

第6条 委員会には、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、委員会の付託を受け、審議を行い、その結果を委員会に報告するものとする。  
委員会は、部会からの検討結果の報告を受け、審議・調整のうえ、第2条第2号の規定に基づき処理する。

(委員会の事務局)

第7条 委員会の事務局は、農林水産部農村振興局技術管理課及び土木部土木技術管理課で構成し、庶務のとりまとめは、土木部土木技術管理課が行う。

(市町村事業の取り扱い)

第8条 委員会は、市町村が実施する公共事業に関し、市町村が行った再評価に対する審議及び意見の報告を依頼された場合において、当該事業に対して第2条の規定に準じて事務を行うことができる。

(その他)

第9条 県以外の事業主体が実施する事業が、県の実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として、共同で審議及び意見の報告を受けることが効率的な場合には、各事業主体の間で協議し、どちらか一方の委員会を活用する等、柔軟に対応するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(附則)

この要綱は、平成10年10月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成12年6月8日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成13年5月10日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成23年4月8日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年4月15日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成28年4月21日から施行する。